

霞北水産だより

第 51 号

平成26年4月1日発行

発行者

霞ヶ浦北浦水産振興協議会

土浦市真鍋5丁目17番26号

TEL 029-822-7285

(茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所内)

寒曳き漁のようす

平成25年のトロール漁は、解禁から終漁までワカサギ・シラウオとともに資源状況も良く、年末の寒曳き漁も好漁でした。



目 次

この一年の話題	P 2
霞ヶ浦北浦における水産物の放射性物質検査について	P 6
● K H V 病既発生水域間のコイ活魚移動について	
●漁業協同組合と組合員	
●漁船検認時の準備について	
トロール操業日誌に基づくワカサギ資源の利用状況等について	P 10
受賞おめでとうございます！	P 12
県功労者表彰、県水産功労者表彰、水産製品品評会	
我が国におけるニホンウナギの資源管理の推進について	P 14
お知らせ	P 15

霞ヶ浦北浦の水産業

この一年の話題がら

平成25年4月～平成26年3月の話題がら

25/4/14
麻生漁業協同組合組合長
に越川留吉氏

平成25年4月14日に開催された、麻生漁業協同組合通常総会において、役員改選が行われ、麻生漁業組合長に越川留吉氏が就任しました。

25/6/19
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会視察研修会



鹿島灘漁協の小野組合長から水揚げ状況や漁協の現状について説明を受けたのち、実際に市場でのハマグリの水揚げ状況の視察が行われました。

また、栽培漁業協会では、鈴木専務から東

後、アワビ・ヒラメ等の生産状況について、視察が行われました。

25/6/27
水産振興協議会
第56回総会開催

当会の第56回総会が6月27日に土浦市内において開催されました。昭和33年に当協議会が発足してから56年目となる今年度の事業計画が承認されました。

25/8/28
霞ヶ浦漁業振興基金協会の解散

日本大震災により甚大な被害を受けた取水施設などの復旧状況について説明を受け、それました。

てきましたが、国の公益法人制度改革により、平成25年8月28日をもつて解散しました。

現在、基金協会は、清算団体として事務を行つており、清算完了後の残余財産については、行方市へ寄付することになつています。

25/7
トロール漁業の一斉更新について

平成25年7月にトロール漁業の一斉更新を行いました。許可の有効期間は、平成25年7月21日から平成28年7月20日までの3年間です。

今回の「一斉更新」では、2013年から2014年までの3年間です。上記の問題が無かつたことから、次の2点を内容とする許可内容の変更を行いました。

決められます。
②操業期間の延長（従来「7月21日から12月10日まで」でしたが、「7月21日から12月31日まで」になりました）。
操業時間など自主規制の詳細につきましては、所属漁協にご確認ください。

なお、「操業区域」、「操業期間」、「休漁日」などは、これまでどおり規制されますので、ご注意ください。

25/7/21
ワカサギ解禁

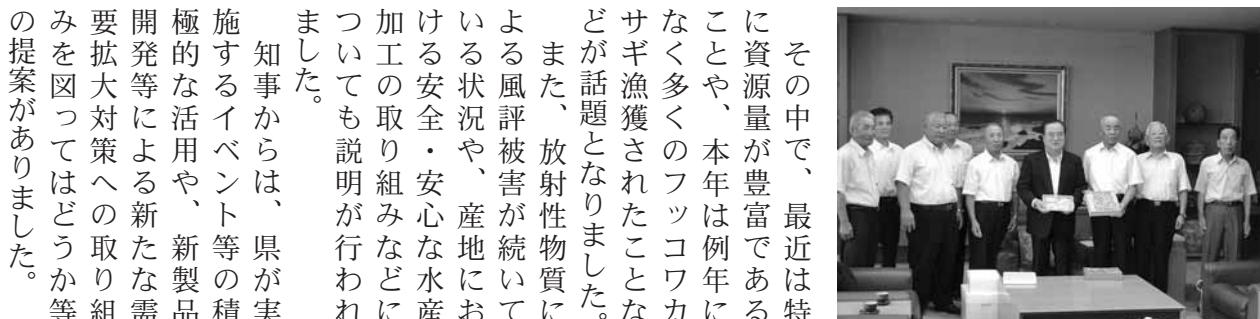
7月21日、霞ヶ浦北浦においてワカサギ漁が解禁となりました。当日は日曜日でしたが、出漁船は両湖とも例年並み（霞ヶ浦143隻、北浦39隻）でした。霞ヶ浦の魚体は例年並み（7cm前後）の大きさで、漁船一隻当たりの水揚量は平均60kgでした。

霞ヶ浦漁業振興基金協会では、これまで霞ヶ浦地区の漁業振興に対し多くの助成事業を行つ

北浦の魚体は昨年並（6・6cm）の大きさで、一隻当たりの水揚量は平均36kgでした。霞ヶ浦・北浦とも漁業者自らの取り組みとして鮮度保持や混獲物対策のため操業時間の短縮や帰港後の選別時間の迅速化を進めるなどの高品質化への取り組みが行われました。

知事表敬訪問
25/7/26

今年度もワカサギ・シラウオ漁の解禁に合わせた霞ヶ浦北浦産水産物のPRのため、霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協、霞北加工協の代表者による橋本知事への表敬訪問が行われました。PR用に持参した煮干し・佃煮詰合せの試食をしながら、知事を囲んで霞ヶ浦北浦地区水産業の現状に関する意見交換なども行われました。



平成25年8月に茨城県、かすみがうら市、行方市、小美玉市、鉢田市、鹿嶋市及び霞ヶ浦漁協を会員とする、霞ヶ浦北浦水産多面的機能発揮対策地域協議会が設立しました。地域協議会では、水産多面的活動を実施する10の活動組織に対し支援を行っています。平成25年度には、霞ヶ浦で、8箇所（4・6ha）、北浦で、12箇所（3・6ha）の水生植物帯を対象に、ヨシの刈取りや清掃等の保全活動を実施しました。水生植物帶は、魚類等の産卵及び成育の場であるとともに、水質浄化等の機能も有しています。本協議会は、水生植物帶の保全に大きく貢献しており、平成26年度も引き続き活動予定です。

霞ヶ浦北浦水産多面的機能発揮対策地域協議会の設立
25/8/

平成25年の漁模様

【霞ヶ浦】

ワカサギとシラウオが豊漁、エビは例年並みゴロは不漁でした。横曳きは、平成19年以降イサザアミを対象とした操業はほとんど見られませんでしたが、本年は湖心付近で6月下旬から7月下旬にかけて1日5隻ほどがイサザアミ漁を行いました。

エビはトロールで9月上旬から12月上旬まで漁獲されました。

シラウオは解禁日から漁期終了まで安定して漁獲されました。

【北浦】

ワカサギ・シラウオは昨年を上回る漁獲がありました。エビ・ゴロについては昨年並の漁獲量となりました。横曳きは行われませんでした。

トロール解禁以降のワカサギについて鹿行橋以北では、魚体が小さかったためほとんど操業されませんでした。

25 / 9

張網・真珠養殖漁業 権の免許について

平成25年9月に第2種共同漁業権（張網漁業）と第1種区画漁業権（真珠養殖業）の一

斉切替を行いました。免許の有効期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までの10年間です。免許件数は張網漁業は18件、真珠養殖業は5件です。

なお、張網漁業につきましては、従来どおり漁協に対し免許されているので、免許内容の詳細については所属漁協にご確認ください。

25 / 11 / 13
水産製品品評会

今年度の茨城県水産製品品評会がすいさん会館にて開催されました。霞ヶ浦北浦部門では、かすみがうら支部・出た。



霞ヶ浦のワカサギ
霞ヶ浦を代表する魚「ワカサギ」。特に年末に獲れる期間限定の「寒曳きワカサギ」は、年明けの産卵の味覚です。

25 / 11 / 24
寒曳きワカサギが県議会だよりに掲載

平成23年から取り組みが行われてきた「寒曳きワカサギ」が、平成25年11月24日発行の茨城県議会だよりの表紙で紹介されました。

羽屋の「ちりめん胡桃」が農林水産大臣賞に選ばれました。また、「新企画品」というテーマ賞には、かすみがうら市支部・島田商店の「鯉と蓮根のうま煮」が選ばれました。
↓詳しくは12ページ

解説には、「霞ヶ浦を代表する魚「ワカサギ」。特に年末に獲れる期間限定の「寒曳きワカサギ」は、年明けの産卵に向かっても脂がのっています。霞ヶ浦の冬の味覚です」とあります。

それに向け、とても脂がのっています。霞ヶ浦の冬の風物詩として定着することが期待されます。

25 / 11 / 29
合同会議開催

11月29日、市町村担当者と水産業協同組合長の合同会議を行方市の北浦湖畔荘で開催しました。事務局から「平成25年度霞ヶ浦産ラウオ調査について」が報告された後、水産事務所からは、「放射性物質検査結果について」、「トロール漁業の許可の見直しについて」の説明が行われました。水産試験場内水面支場か

らは、「平成25年の霞ヶ浦・北浦におけるワカサギの資源状況について」の報告がありました。

26 / 1

漁業者による湖岸パトロール活動の実施

近年、ワカサギの増加によって、湖岸で釣りを楽しむ遊漁者が増えています。そこで各漁協では、重要な漁業資源であるワカサギの資源期の禁漁期間（1／21～2／末日）を周



26 / 2
ワカサギ人工化と小学生児童による体験教室

2月16日から2月21日にかけて、霞ヶ浦で



は霞ヶ浦漁協（10支部12ヶ所）、麻生漁協（1ヶ所）北浦ではきたう

知するためには湖岸パトロール活動を実施しました。また、水産事務所による周知活動も行われ、遊漁者にワカサギ資源保護への理解と協力を求めました。



ら広域漁協（4支部5ヶ所）で、ワカサギ人工採卵が行われました。採卵数は、霞ヶ浦で約2億9千万粒、北浦で約1億9千万粒でした。また、この時期に合わせて、地元の小学生を対象としたワカサギ人工採卵体験教室が4行方市・鉢田市・鹿嶋市（かすみがうら市・行方市・鉢田市・鹿嶋市）で行われました。参加した小学生

は、この教室をとおして、ワカサギ資源の大切さを学ぶとともに地元の水産物のおいしさも実感しました。

さらに、人工採卵したワカサギ卵は学校に持ち帰り、ふ化するまで観察し、生命の不思議さについて学びました。なお、ふ化したワカサギの稚魚は湖に放流しました。

3月5日、水産試験場内水面支場において、霞ヶ浦・北浦地区の4漁業協同組合の合併勉強会が開催されました。

4漁協の役職員が、揃つての勉強会は初めてのことです。主に霞北地区漁協の合併のメリット・デメリット等について協議が行われました。

今後も引き続き勉強会を開催し、将来の合併

の形について更に話し合いを行つていくことになりました。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会新委員の就任

26/3/13

霞ヶ浦北浦の水産物の放射性物質検査について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産物の放射性物質検査が行われています。

平成12年度から、霞ヶ浦シラウオの衛生管理対策（寄生虫による健康被害の防止対策）として、生鮮出荷に際しては加熱用シールの貼付を実施してきましたが、平成25年度に実施した全域における年間調査の結果、寄生虫がほとんど検出されなかったことが確認され

口、ウナギ、フナ類、アメリカナマズ、養殖コイなど、主要な魚種を中心に、平成25年度は約120検体の検査が実施されました。

なお、基準値を超えた魚種に対して、国からの出荷制限指示が出されています。

霞ヶ浦北浦産シラウオの衛生管理対策のための調査結果について

ました。

今後は、現状にあわせた新たな衛生管理管理対策について、関係団体による検討が進められていく予定となっています。

さらに、徹底した品質管理による高付加価値化や、新たな販路の開拓、製品開発などの取り組みが行われ、シラウオをワカサギと並ぶ霞ヶ浦の代表的な「さかな」として広く認識されることが期待されます。



霞ヶ浦北浦における水産物の放射性物質検査について

霞ヶ浦北浦水産事務所 指導課

食品衛生法の改正が平成24年4月1日に行われ、放射性セシウムの基準値として、一般食品は100Bq/kg、乳幼児用食品は50Bq/kgと定められました。また、法律の改正に合わせて、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための「検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」も改正されました。改正された考え方の主な内容は以下のとおりです。

①検査について

- ・重点的検査を行う自治体を分類。
- ・検査対象品目（検査対象魚種）の基本的な分類を明記。
- ・養殖と天然を区別。
- ・原則として週1回程度実施。
- ・検査計画は、四半期ごとに策定・公表し、国へ報告。
- ・品目・区域は、生態やダムの有無等による区域で分割が可能。

②出荷制限指示、解除について

- ・基本的に生態、ダムの有無等で区域を分割可能。
- ・原則として週1回、複数の場所で少なくとも1ヶ月以上検査を行い、安定して基準値を下回ること。
- ・過去に基準値を超えた場所では必ず検査すること。
- ・解除後も国の解除の要件に準じて検査を行うこと。

この考え方に基づき、現在各地で検査が行われています。検査の結果に基づき、基準値を超過したものについては、国からの出荷制限指示が出されています。現在、霞ヶ浦北浦においては、天然ウナギ、天然ギンブナ、天然アメリカナマズに対して国からの出荷制限指示が出されています。（次表）

なお、平成26年4月1日時点での霞ヶ浦北浦の水産物における放射性物質検査結果は表のとおりとなっています。

国・県における出荷制限指示、出荷自粛要請について

(平成26年4月1日現在)

1 国による出荷制限指示の出ているもの

品目名	指示日
天然アメリカナマズ	平成24年 4月17日
天然ギンブナ	平成24年 4月17日
天然ウナギ	平成24年 5月 7日

2 県から出荷自粛要請をしているもの (1との重複を除く)

品目名	出荷自粛要請日
天然ゲンゴロウブナ	平成24年 3月30日

放射性物質検査結果

品目名	採集水域	H24年度測定結果 (回, Bq/kg)				H25年度測定結果 (回, Bq/kg)				
		検査数	最大	最少	平均	検査数	最大	最少	平均	
天 然	アメリカナマズ ※1	西浦	11	320	140	192	2	154	102	128
		北浦	10	175	78	120	3	95	62	74
	コイ	西浦	1	40	40	40	—	—	—	—
		北浦	2	64	44	53	—	—	—	—
	ゲンゴロウブナ ※2	西浦	4	100	53	85	7	54	24	39
		北浦	2	95	52	74	7	34	16	27
	ギンブナ ※1	西浦	8	190	80	118	13	76	30	51
		北浦	12	112	41	71	13	52	22	31
	テナガエビ	西浦	15	91	26	44	5	34	13	26
		北浦	14	42	16	28	4	22	15	19
	ヌマチチブ	西浦	—	—	—	—	1	26	26	26
		北浦	1	18	18	18	1	26	26	26
	モツゴ	西浦	—	—	—	—	3	44	17	33
		北浦	13	35	21	29	1	29	29	29
	ヨシノボリ	西浦	1	39	39	39	1	33	33	33
		北浦	—	—	—	—	—	—	—	—
	ウナギ ※1	西浦	25	200	61	104	9	103	43	68
		北浦	10	120	47	77	6	57	36	44
	アユ	桜川	6	64	26	52	—	—	—	—
養 殖	ワカサギ	西浦	30	53	18	31	9	43	11	26
		北浦	29	38	ND	24	11	34	10	22
	シラウオ	西浦	20	38	ND	24	5	25	9	17
		北浦	18	29	ND	17	8	26	9	16
	イサザアミ	西浦	—	—	—	—	1	12	12	12

※1 国による出荷制限魚種

※2 県の出荷自粛要請

KHV病既発生水域間のコイ活魚移動について

霞ヶ浦北浦水産事務所 振興課

霞ヶ浦北浦におけるコイ養殖は、平成21年4月23日に自粛解除となりましたが、養殖再開に当たっては、KH病に耐性を持つ種苗の使用、網いけすへの収容尾数管理、死魚発生時の適切な処理、まん延防止のための出荷形態の制限、といった条件があり、現在も継続されています。

しかし、移動については、霞ヶ浦北浦流域に限って活魚移動が認められているものの、流域外への活魚移動は、認められませんでした。

平成22年に実施した全国河川・湖沼のKH病浸潤調査では、全国の天然水域に定着していることが明らかとなっています。

また、KH病の既発生水域において、最初にへい死するものの、その後のへい死は、ほとんどありません。

その様な状況のなか、『水産疾病に関する防疫専門家会議』において平成23年6月及び12月の会議で、「KH病の既発生水域間について、食用コイの活魚輸送を認める。」ことが了承され、今後は既発生水域間のコイの活魚移動を認められる方向となりました。

その後、活魚移動を認める「見直し案」が国から提示され全国の担当者会議などで議論されました。一部の県から「防疫の実効性が見込めない。」との意見が出され、さらに議論を継続することとなりました。

国は平成25年3月にKH病の既発生水域間の活魚移動を可能とする、「KH病防疫指針」（案）（以下：防疫の指針）を作成し、パブリックコメントを行いました。その結果、防疫の指針は4月12日に了承され、8月1日から適用することとなりました。

また、防疫の指針適用まで、各県において「KH病防疫の指針の作成」及び「KH病対策協議会の設置等を行うこと」、「養殖者に対しては活魚移動を予定する受け入れ先の報告を求めること」とされました。

その結果、8月1日までに茨城県では対応が完了し、移動先となる他県との調整の都合から、活魚移動は8月29日から実施となりました。

今後とも、KH病に耐性を持つ種苗を用いたコイの安定生産を確保し、日本一の生産県を目指したいと思います。

漁業協同組合と組合員

霞ヶ浦北浦水産事務所 指導課

水協法と漁協

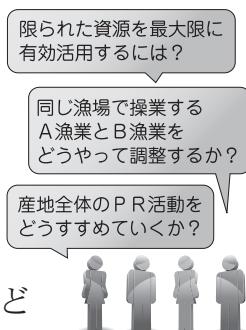
漁業協同組合（以下「組合」という）は、水産業協同組合法（昭和23年12月15日制定以下「水協法」という）に基づき設立されたものです。

水協法は「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期すること」を目的としており、漁協は「その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすること」を目的として設立されています。

漁協の役割

漁協は、定款の定めに従い事業行うことができるとされており、その事業には主に次のようなものがあります。

- (1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- (2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- (3) 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育
- (4) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 など



組合員の権利と義務

組合員は、定款の定めに従い、主に次のような権利と義務を有します。

【権利】自由加入・自由脱退の原則、組合の行う事業の利用 など

【義務】出資金の払い込み、経費（賦課金）の支払い、内部秩序の維持 など

漁協の機能と加入の意義

漁協の有する機能により、組合員個人では対応が難しいケースにも組織的対応（団体交渉）で解決の方向へと結びつけていくことも可能となります。

【漁業調整に関する機能】

漁業者間のトラブル回避、他産業との協議・調整、漁業秩序の維持 など

【水産資源保護に関する機能】

増殖事業による資源の維持、資源動向に応じた漁業管理・漁場保全 など

【許認可事務の連絡調整、補助事業など実施主体としての機能】

漁業・漁船登録申請事務等のとりまとめ、各種補助事業の実施主体 など



以上のように、漁協は、漁業を持続的かつ安定的に営むためには無くてはならない組織であり、漁業者にとって必要不可欠な存在となっています。

トロール操業日誌に基づく 平成25年のワカサギ資源の利用状況等について

茨城県水産試験場内水面支場 内水面資源部

はじめに

霞ヶ浦北浦を代表するワカサギは、長い間低調な漁獲量が続いていましたが、トロール部会の設立や操業時間の短縮等、漁業者の皆さんによる資源管理の取組が実施されたこともあり、近年は資源も増え、漁獲量も上向いてきました。しかしながら、ワカサギは年変動が大きいため、漁業者による資源管理の取組みは今後も続けていく必要があります。また、水産試験場でも、霞ヶ浦北浦の水産業に携わる方々の参考になるよう、引き続き漁模様の予測精度向上や速やかな資源状況の把握等に努めてまいります。

これまで水産試験場では、資源状況を把握するため、国等が発行する統計情報や流通状況等から得られる漁獲量情報、漁業者の協力を得て行う漁期前調査の結果等を活用してきました。しかし、これらの調査方法でもカバーできない面があり、特に漁期中の漁業状況の把握が課題となっていました。

そこで、平成25年度は、霞ヶ浦北浦トロール部会及び漁業者にご協力いただき「トロール操業日誌」の記載を新たにお願いしました。この日誌により、解禁日（7／21）から12月末までの魚種別漁獲量、操業時間、主たる漁獲対象（狙い）、操業水域等の情報が得られ、詳細な漁期中の漁業状況を把握することが可能となりました。

今回は、得られた結果を基に解析した、ワカサギ資源の利用状況等についてお知らせします。

1 霞ヶ浦

(1) 漁模様

霞ヶ浦では、漁期を通してワカサギ狙い、シラウオ狙い及びエビ狙い（※ 漁期9／24～12／7）の操業が見られました。その為、それぞれの狙い別に C P U E (1時間 1 隻あたりの漁獲量 (kg/時・隻)) を算出しました（図 1）。今回は特にワカサギ狙いの C P U E について記載します。

ワカサギの C P U E は、解禁日に 127kg/時・隻と最大となり、その後は 46～83kg/時・隻の間で推移しました。

ワカサギ狙いの操業で混獲されたシラウオの C P U E は、解禁日が 5kg/時・隻で、その後は 1～48kg/時・隻の間で推移しました。

(2) ワカサギ資源の利用状況

霞ヶ浦のワカサギ資源の利用状況を求めたところ、解禁日の漁獲量から算出した資源尾数を 100% としたとき、12月末までに 33.8% が利用されたと推定されました（図 2）。

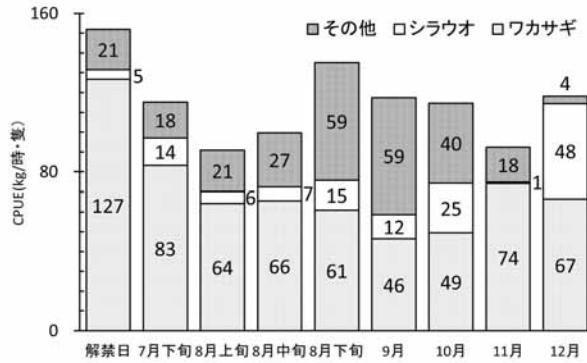


図1 ワカサギ狙いのCPUEの推移

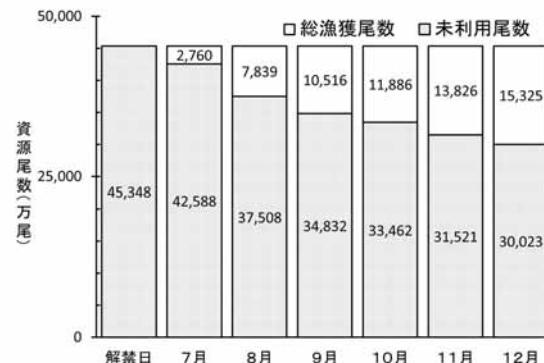


図2 霞ヶ浦のワカサギ資源の利用状況

※自然死亡については考慮していない。

2 北 浦

(1) 漁模様

北浦では、漁期を通してワカサギ狙い以外の操業がほぼ無かったことから、ワカサギ狙いのCPUE（1時間1隻あたりの漁獲量(kg/時・隻)）のみを算出しました(図3)。

ワカサギのCPUEは、解禁日に56kg/時・隻と最大となり、その後は16~28kg/時・隻の間で推移しました。

ワカサギ狙いで混獲されたシラウオのCPUEは、解禁日が1kg/時・隻で、その後は1~15kg/時・隻の間で推移しました。

(2) ワカサギ資源の利用状況

北浦のワカサギ資源の利用状況を求めるところ、解禁日の漁獲量から算出した資源尾数を100%としたとき、12月末までに73.4%が利用されたと推定されました(図4)。

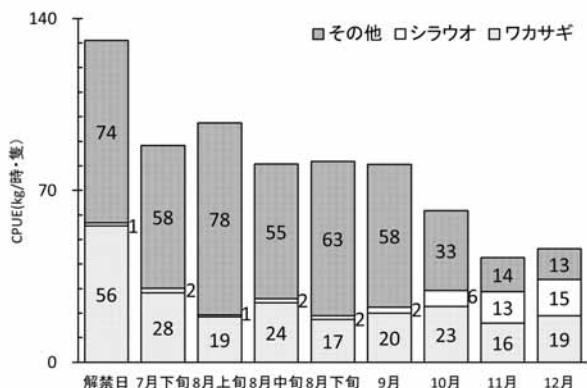


図3 ワカサギ狙いのCPUEの推移

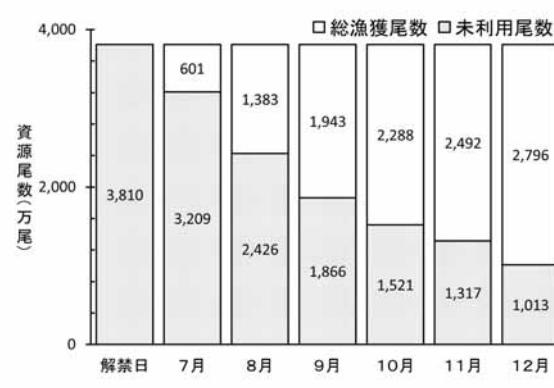


図4 北浦のワカサギ資源の利用状況

※自然死亡については考慮していない。

3 今後について

水産試験場では、霞ヶ浦北浦の水産業振興のため、引き続き本調査を続け情報を蓄積し、漁模様の予測精度向上や資源管理の参考等、多様に活用していきたいと考えています。今後ともご協力をお願いします。

受賞おめでとうござります！

茨城県功労者表彰



霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合
代表理事組合長 戸田 廣氏
(茨城県水産加工業協同組合連
合会理事・茨城県水産物開発普
及協会副会長)

著しく貢献さ
れた県民の功
績をたたえる
県表彰が、平
成25年11月13日
に県庁で行われ
ました。この県表
彰で、戸田廣
氏が、多年にわたり
地域の産業
振興と地域活性化に

このたびの受賞まことにおめ
でとうございます。今後とも、
ますますのご活躍を祈念いたし
ます。

霞ヶ浦北浦
地区からは、
霞ヶ浦漁協組合長 薄井征記氏、
同理事 大野孝志氏、きたうら広
域漁協組合長 海老澤武美氏、霞
ヶ浦北浦水産加工協副組合長 辻
田和夫氏が表彰されました。

表彰者の皆様には心よりお祝
い申し上げます。

茨城県水産業功労者表彰



多年にわた
り本県水産業
の発展に貢献
した方々に対
する水産業功
労者表彰式が
平成26年2月
20日、茨城県
庁において行
われ、橋本知
事から受賞者
の方々に表彰
状と記念品が
授与されました。

点(うち霞北5点)でした。

今年の特徴としては、好漁の
続々ワカサギ・シラウオのうち、
昨年に続きシラウオを原料とし
た佃煮や煮干しの出品が多く、
季節毎に異なるサイズに上手く
応じた製品づくりの工夫が見ら
れました。

また、数年ぶりに漁獲があつ
たイサザアミ製品の出品が増え
たことや、近年まとまって水揚
げされるようになつたモツゴ加
工品の出品も徐々に定着するな
ど、水揚げの状況に柔軟に応じ
た製品づくりへの意欲を感じら
れました。

茨城県水産製品品評会

賞は、(株)出羽屋の「ちりめん
胡桃」が受賞しました。
さらに、テーマ賞は「新企画
品」として、島田商店が「鯉と
蓮根のうま煮」で昨年に引き続
き受賞しました。

その他の各賞の受賞者は次の一
覧表のとおりです。
水産加工業の発展と水産製品
の品質向上を図るため、毎年行
われているもので、今年度の出
品数は霞ヶ浦北浦地区240点、
沿海地区124点、テーマ賞27

点(うち水戸市12点)でした。
表彰式は、平成25年12月13日、
水戸市の水戸京成ホテルにおい
て行われ、賞状と記念品が授与
されました。



→農林水産大臣賞受賞の
(株)出羽屋 氏(右)
と
(株)島田商店 氏(左)

平成25年度 茨城県水産製品品評会受賞者名簿

(霞ヶ浦北浦)

区 分	品 名	氏 名	住 所	支 部 名
農林水産大臣賞	ちりめん胡桃	株 出 羽 屋	かすみがうら市加茂3385	かすみがうら
水産庁長官賞	あみ佃煮	相 川 水 産 相 川 武 士	鉢田市江川276	北 浦
	若さぎ甘露煮	松沢 富美雄	行方市富田224-3	霞 ケ 浦
県知事賞	甘 口 昆 布	貝塚忠三郎商店 貝 塚 忠	かすみがうら市坂687	かすみがうら
	わかさぎ佃煮	橋本金兵衛商店 橋 本 美 夫	稻敷郡美浦村木原590	湖 南
	わかさぎ甘露煮	角瀬古澤弥次郎商店	土浦市川口1-9-3	土 浦
県議会議長賞	はぜ佃煮	大 輪 商 店 代表 大輪茂七	行方市麻生515	霞 ケ 浦
大日本水産会長賞	若さぎ飴煮	友 常 水 産 友 常 昌 彦	行方市白浜179	北 浦
全水加工連会長賞	わかさぎ煮干	株 佃 屋	土浦市生田町9-8	土 浦
県農林水産部長賞	わかさぎ煮干	株 栗 山 商 店	かすみがうら市柏崎925	かすみがうら
	あみ佃煮	高 須 水 産 高 須 耕 一	稻敷市浮島4990-4	湖 南
	えび佃煮	片 波 見 商 店	鹿嶋市谷原842-2	霞 ケ 浦
	鮒 甘 露 煮	(有)鮒彦総本舗	稻敷市東境島445-2	霞 ケ 浦
県加工連会長賞	田 作 り	株 島 田 商 店	かすみがうら市牛渡2623-1	かすみがうら
	あさり佃煮	ツカサ食品(株)	かすみがうら市柏崎843	かすみがうら
	えび醤油煮	(有)富 田 商 店 富 田 晴 夫	稻敷郡美浦村馬掛496	湖 南
	ふな甘露煮	(有)增 田	潮来市潮来571	霞 ケ 浦
県農林水産振興協議会長賞	はぜ佃煮	株 土 蔵 屋	行方市麻生278	霞 ケ 浦
霞ヶ浦北浦水産振興協議会長賞	白 魚 煮 干	株 安 部	かすみがうら市牛渡2716-8	かすみがうら
	白 魚 紅 梅 煮	(有)田中屋川魚店	土浦市川口町1-5-9	土 浦
	白 魚 煮 干	海 老 沢 商 店 海 老 沢 正 之	行方市宇崎307	北 浦
	わかさぎ煮干	山 下 川 魚 店 山 下 一 夫	稻敷市下馬渡923-24	湖 南
	味付け焼き公魚	(有)武蔵屋商店	土浦市大和町6-8	土 浦
県水産物開発普及協会長賞	ホタテうま煮	小 沼 水 産 (株)	かすみがうら市田伏470-2	かすみがうら
	えび佃煮	山 沢 水 産 山 沢 清	潮来市徳島1920	北 浦

(テーマ賞)

区 分	品 名	氏 名	住 所	組合名
新企画品	鯉と蓮根のうま煮	株 島 田 商 店	かすみがうら市牛渡2623-1	かすみがうら

トピックス

我が国におけるニホンウナギの資源管理の推進について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

水産庁では、近年、日本全国のニホンウナギ資源が著しく減少していることをふまえ、平成24年から「ウナギ緊急対策」に着手し、養鰻業者の経営対策、河川環境の改善、国内外の資源管理、調査研究の強化等を進めています。

全国有数の天然ウナギの産地である茨城県に対しては、昨年、水産庁から次のような資源管理を進めるよう指導がありました。これを受け、茨城県では、今後、ウナギが生息する各水域の漁業者の方々とともに、ウナギの資源管理について検討を始めたいと考えています。

【ニホンウナギの資源管理】

1. 親ウナギの管理（産卵に向かう親ウナギの漁獲の抑制等）
2. シラスウナギの管理（河川遡上を確保するための採捕実態の再点検）

霞ヶ浦北浦の天然ウナギについては、現在も放射性物質の影響による出荷制限が続いているが、この解除に向けた取り組みと併せて、親ウナギの保護（放流を含む）についても考えていきたいと思います。

お知らせ

水産試験場内水面支場 増養殖部

KHV病発生後の全雌コイ種苗の評価把握試験について

以前より要望が寄せられている全雌コイ種苗配布への対応として、水産試験場では平成26年度から発眼卵を生産し試験配布を行うこととなり、水産事務所を通じ募った全雌コイ飼育希望業者の皆様に対し、すでに発眼卵を無償供与しました。

これから飼育期間中の歩留まり等聞き取り調査を行うとともに、各養殖業者に種苗の評価をしていただく計画です。評価が良好であれば、全雌コイ発眼卵を販売することも視野に、今後必要となる発眼卵数量の算定をしていく予定ですので、ご協力のほどよろしくお願いします。

お知らせ

平成26年度漁業権免許の切替と漁業許可の一斉更新、漁船検認について

今年度は1種類の漁業権の一斉切替、1種類の漁業許可の一斉更新が予定されています（下記の表を参照）。

【平成26年度の漁業権の一斉切替予定】

現行免許満了日	漁業の種類	漁業の名称
平成26年 8月31日	第1種区画漁業	小割式養殖業

第1種区画漁業権漁業（小割式養殖業）を営まれている方は、所属漁協から案内がありますので、ご注意願います。

【平成26年度の漁業許可の一斉更新予定】

許可有効期間満了日	漁業の名称	漁業種類（地方名称）
平成27年 2月28日	小型機船底びき網漁業	手縄第1種漁業 (いさざ・ごろひき網漁業)

一斉更新にあたっては許可有効期間満了日の約1ヶ月前には各漁協へ更新手続きを案内しますので、更新を希望される方は所属漁協からのお知らせに注意してください。

【平成26年度の漁船検認について】

平成26年度の漁船検認は、平成21年度に検認・新規登録等を行ったものが対象になります。

それぞれの検認日は、所有者に交付されている漁船登録票の裏面に記載されていますので確認してください。

なお、対象者には所属漁協を通じて連絡します。

【漁船検認の準備について】

漁船検認とは、漁船法に基づき漁船登録票の記載内容が実際の漁船と一致しているかどうかを5年毎に確認するものです。そのため、当日受検現場には漁船登録票を持参してください。また、あらかじめ検査前に登録票の記載内容に変更がないか確認し、変更がある場合には漁協に事前相談してください。

お知らせ

平成26年度 県水産機関異動一覧（所属長等）

所属組織名称	役職名	氏名
霞ヶ浦北浦水産事務所	所長	清水信宏（新）
	漁業調整課長	杉浦仁治（新）
	振興課長	久保田次郎（新）
	指導課長	岡部勤
水産試験場内水面支場	技佐兼支場長	益子知樹（新）
	内水面資源部長	須能紀之
	増養殖部長	根本隆夫
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	事務局長	野内孝則（新）

【事務局から】～ホームページを活用してください～

当協議会ホームページでは、霞ヶ浦北浦の水産業振興に関わるイベント開催などの情報を掲載するコーナーがありますので、ご希望があればチラシの掲載や、リンクを貼るなどによりお知らせいたしますので、事務局までご相談ください。

ご意見・投稿募集！

「霞ヶ浦北浦地区の水産業界の情報共有誌」としてより良いものにするため、漁協等の関係機関の皆様からのご意見・投稿などをお寄せください。
(※投稿について掲載できない場合もあることをご了承ください。)

【連絡先】
霞ヶ浦北浦水産振興
協議会事務局

T300-0051
土浦市真鍋5丁目17番26号
(霞ヶ浦北浦水産事務所内)

FAX
電話
029(822)0848
ホームページアドレス
<http://www.kasumikita-sinkou.jp/>